

ラビドールかわら版Vol.72に引き続き、第5回ラビドール御宿・東京セミナー講演内容の概要をご紹介します。

◎有料老人ホーム入居契約書の難解用語をわかりやすく解説

第6章 連帯保証人、身元引受人、返還金受取人

(連帯保証人)

第33条 連帯保証人は、設置者との合意により入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

(身元引受人)

第34条 身元引受人は、設置者との合意により以下の義務を負います。

- 一 入居者の生活維持のため、又は介護等に関する意見申述等を行い、必要に応じて設置者と協議する
- 二 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うよう努める
- 三 入居者が第26条により本契約を解除された場合、入居者の身柄の引き取りについて協議する

(返還金受取人)

第35条 入居者は、本契約に伴う返還金受取人を定めるものとします。

セミナー当日は、これらの難解用語について、ラビドール御宿の事例も参考にわかりやすく解説致します。

◎ラビドール御宿の生活支援サービス

暮らしやすさを支える生活支援サービスとして、「ラビドール式フットケア」「珈琲館 アンシャンテ」「サロン遊々」に取り組んでいます。

私たちがラビドール式フットケアに取り組む切掛けになったのは、平成19年度「第7回 東日本事例発表研修会」の招待発表で「宝塚エデンの園」が事例紹介した『心と体に、ほっとフットケア』でした。

「人はなぜ立って歩けるのか？それは爪があるからです。」の言葉を聞いて、ラビドール御宿ご入居者の足の状態が気になり、確認したところ多くの方が足のトラブルを抱えていました。そして平成20年7月からホーム看護職と介護職が連携してラビドール式フットケアをスタートし、今年で17年目を迎えています。

実施内容は、「爪切り」「クリーム塗布による保湿」「角質の除去」「耳掃除」等で、爪切りを行うときは、爪の形状、厚み、反り方などの状況合わせて、標準的な爪切り、ニッパやヤスリ、電動の爪磨きを使い分けて整えています。

ラビドール式フットケアは、要支援・要介護者以外の健常者も対応させていただきます。

「珈琲館アンシャンテ」「サロン遊々」は、当日の講演でご紹介致します。

一般財団法人 千代田健康開発事業団
介護付有料老人ホーム ラビドール御宿
入居相談室 0120-122-602
(財団本部)東京入居相談室
0120-605-107

